

令和7年度 仙台市 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集
 質問及び回答

令和7年4月11日
 仙台市幼保企画課

No.	ご質問内容	回答
1	<p>事業概要 p1 「（3）定員」について質問します。 ”一般型の場合人数配置および面積基準によって算出される受け入れ可能人数を上限に設定する”という部分について、当施設では現在昨年度までの19名定員から12名定員にしたことで園児の人数が少なくなっている状態にある。 この現状で面積と人数配置を満たしていれば削減した定員数（仮に7名として）を乳児等通園支援事業の受け入れの人数として設定してかまわないか？</p>	<p>お見込みの通りの設定が可能です。一般型で乳児等通園支援事業を実施する場合、保育施設等として認可を受けていない場所で実施する必要があります。（乳児等通園支援事業を実施する場所及び面積について、保育施設等としての認可から外れている必要があります。） よって、保育施設等として認可を受けていた部分において一般型乳児等通園支援事業実施を計画し、実施施設として選定された場合は、乳児等通園支援事業としての認可の時点で、保育施設等の認可定員並びに面積等の変更を行い、一般型乳児等通園支援事業を実施する認可定員並びに面積を、保育施設等の認可から外して頂く必要があります。 また、保育施設等として利用していない部屋等を活用して一般型乳児等通園支援事業を実施することも想定されます。 一方、余裕活用型で実施する場合、乳児等通園支援事業の定員として設定できる上限は、保育施設等の利用定員（今回の例においては12名）から、利用調整を経て入所している児童数を除いた人数です。 なお、一般型、余裕活用型の別に関わらず、事業概要 p1 「1（3）定員」に記載のとおり、乳児等通園支援事業開始までの間、乳児等通園支援事業の利用可能枠に新たな児童を入所させることができないほか、乳児等通園支援事業の定員に利用の申請がなかったとしても、実施期間終了まで乳児等通園支援事業の枠を最低1枠は確保しておく必要がありますのでご注意ください。また、令和7年度に余裕活用型で実施する場合、募集要項 p1 「4参加要件」記載のとおり、利用者が令和7年度末まで乳児等通園支援事業を利用することを考慮した定員数を設定していただく必要がありますのでご注意ください。</p>
2	<p>余裕活用型で申請した場合、毎年入園状況に合わせて乳児等通園支援事業の定員の変更を行うことは可能でしょうか。今年度は2歳児クラスに余裕がありそちらの空き枠を利用し仙台市乳児等通園支援事業を行っていきたいと考えております。</p>	<p>余裕活用型の場合、毎年度の定員変更は可能ですが、空きのあるクラス年齢と同じ年齢の児童でなければ受入れを行うことはできませんのでご注意ください。</p>

令和7年度 仙台市 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集
 質問及び回答

令和7年4月11日
 仙台市幼保企画課

No.	ご質問内容	回答
3	<p>一般型で申請した場合に、保育施設等のフリー保育士を乳児等通園支援事業の担当者として兼務し配置することは可能でしょうか。誰でも通園制度担当者として職員2名の配置が必須となりますでしょうか。</p> <p>一般型で申請した場合専用の保育室を準備し、担当保育士1名配置での実施は可能でしょうか。必要な状況でフリー保育士が援助に行く体制は整えることができることを想定しております。下記の保育従事者の支援を受けられる場合がどのような場合が対象となるかお伺いできればと思います。</p> <p>※専ら本事業に従事する保育従事者の数は2名を下回ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に本事業を実施し、当該保育所等の保育従事者による支援を受けられる場合には、保育従事者を保育士1名とすることができること（事業概要 p4「人員配置・設置基準」より）</p>	<p>専ら乳児等通園支援事業に従事する保育従事者の人数は原則2名以上ですが、保育施設等のフリー保育士等から支援を受けられる場合には、乳児等通園支援事業の専任は1名とし、保育施設等から支援を行う保育士については兼任の乳児等通園支援事業従事者とすることも可能です。</p> <p>ただし、上記の場合について、保育施設等としての運営上、乳児等通園支援事業の専任者を除いた状態で職員配置基準を満たしている必要がありますのでご注意ください。</p> <p>保育従事者の支援を受けられる場合とは、保育施設等における児童の処遇に支障が生ずることのないよう留意のうえ、保育施設等における職員の専従等に関する規定等がある場合にあっては、当該規定等との関係等に十分留意し、保育施設等としての配置基準等を満たした状態で、保育施設等の保育士が乳児等通園支援事業支援従事者を兼ねる場合を指します。</p>
4	<p>企画提案書の利用定員の記載については2号3号のみでよろしいでしょうか。1号も含めた記載でしょうか。</p>	<p>企画提案書「3.①事業実施（予定）施設について」に記載する利用定員は、1号も含めた施設の利用定員を記載してください。</p> <p>また、「3.②事業の内容について」に記載する受入れ可能枠は、保育施設等としての定員数（利用調整に現に提供している枠数）ではなく、乳児等通園支援事業にかかる利用定員として提供する枠数を記載してください。</p> <p>なお、令和7年度の乳児等通園支援事業の認可に係る「定員」については、任意の一時点において受入可能な最大の乳幼児の数を指す概念です。（定員が1名の場合のイメージについては事業概要 p 6「利用者調整のイメージ」に記載しています。）</p> <p>また、乳児等通園支援事業の利用枠に関しては、問1回答のとおり条件がありますので、ご留意のうえ設定してください。</p>